

○山形大学医学部図書館学外者の利用に関する取扱規程

改正 令和2年2月18日

令和6年12月17日

(趣旨)

第1条 この規程は、山形大学医学部図書館利用規程(以下「利用規程」という。)第2条第2項に基づき、山形大学医学部図書館(以下「図書館」という。)の学外者の利用に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で「学外者」とは、本学の教職員及び学生以外の者をいう。

(利用手続)

第3条 学外者は、利用に先立ち「医学部図書館利用申込書」を提出しなければならない。

(図書館の利用)

第4条 学外者の図書館利用は、開館時間内に、次に掲げるサービスを利用することができる。

- (1) 館内に配架されている資料の館内閲覧
- (2) 館内に配架されている資料のセルフコピーによる文献複写
- (3) 参考調査
- (4) その他館長が必要と認めた事項

(館外貸出)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の要件を満たす場合は資料の館外貸出を利用することができる。

- (1) 県内在住の者又は県内へ通勤通学する者で、本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・学生証など)で氏名・住所などの確認ができる者
 - (2) 本学の名誉教授
- 2 館外貸出を利用しようとする者は、「図書館利用証交付願」を提出し、図書館利用証の交付を受けなければならない。
- 3 図書館利用証の有効期限は、1年間とする。
- 4 館外貸出の冊数は3冊まで、期間は2週間以内とする。

(規定の遵守)

第6条 学外者は、図書館の利用に関し、この規程に定めるもののほか、利用規程および館長の指示する事項を守らなければならない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月18日)

この規程は、令和2年2月18日から施行する。

附 則(令和6年12月17日)

この規程は、令和6年12月17日から施行し、令和6年12月6日から適用する。